

沿岸広域振興局長告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和2年3月23日

沿岸広域振興局長 石川 義 晃

- 1（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 唐丹日頃市線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市唐丹町字上荒川89番3地先から114番6地先まで	新	B 48.5～11.4 m	m 338.5
釜石市唐丹町字上荒川9番1地先から99番1地先まで	旧	A 29.7～5.5	994.3
釜石市唐丹町字上荒川89番3地先から114番6地先まで		B 48.5～11.4	338.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 令和2年3月23日から同年4月23日まで

- 2（1）道路の種類 県道  
（2）路線名 吉浜上荒川線  
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
釜石市唐丹町字上荒川39番1地先から28番19地先まで	新	B 53.0～21.1 m	m 193.0
釜石市唐丹町字上荒川41番10地先から11番1地先まで	旧	A 24.8～12.4	236.5
釜石市唐丹町字上荒川39番1地先から28番19地先まで		B 53.0～21.1	193.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 令和2年3月23日から同年4月23日まで